

改正後	現行
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第二条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの( )</p> <p>以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が十八日以上ある月が引き続いて十二月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第四条中十一年以上二十五年未満の期間勤務した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。))による退職及び死亡による退職に係る部分並びに第五条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに二十五年以上勤務した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十条の二第一項第一号に掲げる職員については、この限りでない。</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第二条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が十八日以上ある月が引き続いて十二月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第四条中十一年以上二十五年未満の期間勤務した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。))による退職及び死亡による退職に係る部分並びに第五条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに二十五年以上勤務した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十条の二第一項第一号に掲げる職員については、この限りでない。</p>

(十一年以上二十五年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第四条 十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 地方公務員法第二十八条の六第一項の規定により退職した者(同法第二十八条の七第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

二、四 (略)

2・3 (略)

(二十五年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第五条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 二十五年以上勤続し、地方公務員法第二十八条の六第一項の規定により退職した者(同法第二十八条の七第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

二、七 (略)

2 前項の規定は、二十五年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(同項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

3 (略)

(十一年以上二十五年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第四条 十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した者(同法第二十八条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

二、四 (略)

2・3 (略)

(二十五年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第五条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 二十五年以上勤続し、地方公務員法第二十八条の二第一項の規定により退職した者(同法第二十八条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

二、七 (略)

2 前項の規定は、二十五年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

3 (略)

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）  
 第五条の三 第四条第一項第四号及び第五条第一項（第一号及び第五号を除く。）に規定する者のうち、定年に達する日から六月前までに退職した者であつて、その勤続期間が二十年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているものに係る定年から二十年を減じた年齢以上であるものに対する第四条第一項、第五条第一項及び前条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五号の二 第一項	及 び 特 定 減 額 前 給 料 月 額	退 職 日 給 料 月 額	退 職 日 給 料 月 額 及 び 退 職 日 給 料 月 額 に 退 職 の 日 に お い て 定 め ら れ て い る そ の 者 に 係 る 定 年 と 退 職 の 日 に お け る そ の 者 の 年 齢 と の 差 に 相 当 す る 年 数 一 年 に つ き 百 分 の 三 （ 退 職 の 日 に お い て 定 め ら れ て い る そ の 者 に 係 る 定 年 と 退 職 の 日 に お け る そ の 者 の 年 齢 と の 差 に 相 当 す る 年 数 が 一 年 で あ る 職 員 に あ つ て は、 百 分 の 二） を 乗 じ て 得 た 額 の 合 計 額
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）  
 第五条の三 第四条第一項第四号及び第五条第一項（第一号及び第五号を除く。）に規定する者のうち、定年に達する日から六月前までに退職した者であつて、その勤続期間が二十年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているものに係る定年から十五年を減じた年齢以上であるものに対する第四条第一項、第五条第一項及び前条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	
(略)	(略)	
(略)	(略)	

第五條の 第二項 第二号ロ	第五條の 第二項 第二号	
前号に掲げる額	退職日給料月額 に、	
その者が特定減額前給料月額に係る減額のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものと、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前三条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められておけるその者に係る定年と退職の日に係るその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二)を乗じて得た額の合計額に、	定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の三(退職の日において定められておけるその者に係る定年と退職の日に係るその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二)を乗じて得た額の合計額

(退職手当の調整額)

第六条の四 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第二十七条及び第二十八条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号。以下「施行令」という。）第六条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続き地方公社又はその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとする）と定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、「地方公務員法第二十九条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。第七條第四項において「休職月等」という。）のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下この項及び第五項において「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順位

(退職手当の調整額)

第六条の四 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第二十七条及び第二十八条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号。以下「施行令」という。）第六条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続き地方公社又はその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとする）と定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、「地方公務員法第二十九条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。第七條第四項において「休職月等」という。）のうち人事委員会規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順位

から第六十順位までの調整月額（当該各月の月数が六十月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

一〇九（略）

2〇5（略）

（定年前に退職する意思を有する職員の募集等）

第八条の二 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から二十年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

二（略）

2〇17（略）

（失業者の退職手当）

第十条（略）

2・3（略）

4 第一項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の他の人事委員会規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、人事委員会規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、第一項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（一年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしな

いことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と

前項中「支給期間」とあるのは「第四項において読み替えら

から第六十順位までの調整月額（当該各月の月数が六十月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

一〇九（略）

2〇5（略）

（定年前に退職する意思を有する職員の募集等）

第八条の二 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から十五年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

二（略）

2〇17（略）

（失業者の退職手当）

第十条（略）

2・3（略）

4 第一項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の他の人事委員会規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、人事委員会規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、第一項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（一年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしな

いことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と

前項中「支給期間」とあるのは「第四項において読み替えら

れた第一項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業  
(その実施期間が三十日未満のものその他人事委員会規則で定  
めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものと  
して人事委員会規則で定める職員が人事委員会規則で定めると  
ころにより、知事にその旨を申し出たときは、当該事業の実施  
期間(当該実施期間の日数が四年から第一項及び本項の規定に  
より算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における  
当該超える日数を除く。)は、第一項及び本項の規定による期  
間に算入しない。

5  
5  
10 (略)

11 第一項、第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか  
、第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受けること  
ができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それ  
ぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の  
規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当  
、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

一 四 (略)

五 公共職業安定所、職業安定法第四条第九項に規定する特定  
地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介  
事業者の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の  
規定の例により指示した同法第五十八条第一項に規定する公  
共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者  
同条第二項に規定する移転費の額に相当する金額

六  
12  
17 (略)

(退職手当の支払の差止め)

第十三条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは  
、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対  
し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める

れた第一項に規定する支給期間」とする

5  
5  
10 (略)

11 第一項、第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか  
、第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受けること  
ができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それ  
ぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の  
規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当  
、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

一 四 (略)

五 公共職業安定所、職業安定法第四条第八項に規定する特定  
地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介  
事業者の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の  
規定の例により指示した同法第五十八条第一項に規定する公  
共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者  
同条第二項に規定する移転費の額に相当する金額

六  
12  
17 (略)

(退職手当の支払の差止め)

第十三条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは  
、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対  
し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める

処分を行うものとする。

一 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

二 (略)

2 4 (略)

5 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 (略)

二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合

三 (略)

6 10 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第十四条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手

処分を行うものとする。

一 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

二 (略)

2 4 (略)

5 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 (略)

二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合

三 (略)

6 10 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第十四条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手

当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第十二条第一項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し地方公務員法第二十九条第三項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2  
2  
6

(略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第十五条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第十二条第一項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（

当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第十二条第一項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し地方公務員法第二十九条第三項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2  
2  
6

(略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第十五条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第十二条第一項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（

当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第十条第三項、第六項又は第八項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第十七条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第十七条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に關し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2  
5  
6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第十七条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に對し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から六月以内に第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第五項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。）以下この項から第六項までにおいて同じ。）に對し、当該退職の日から六月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当

当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第十条第三項、第六項又は第八項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第十七条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合に於ては、これらの規定により算出される金額（次条及び第十七条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に關し再任用職員に對する免職処分

三 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に對する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたととき。

2  
5  
6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第十七条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に對し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から六月以内に第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第五項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。）以下この条に對し、当該退職の日から六月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当

等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から六月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に第十五条第五項又は前条第三項において準用する行政手続条例第〇条第〇項（行政手続法第十五条第一項相当規定）の規定による通知を受けた場合において、第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第五項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第五項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされた場合（第十三条第一項第一号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、

等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から六月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に第十五条第五項又は前条第三項において準用する行政手続条例第〇条第〇項（行政手続法第十五条第一項相当規定）の規定による通知を受けた場合において、第十五条第一項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第五項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第五項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされた場合（第十三条第一項第一号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、

第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職

第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職

手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6  
8 (略)

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和二十八年八月一日以後の退職による退職手当について適用する。

(削る)

(削る)

(削る)

手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合に於ては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6  
8 (略)

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和二十八年八月一日以後の退職に因る退職手当について適用する。

2 昭和二十八年七月三十一日以前の退職に因る退職手当の支給については、なお従前の例による。

3 昭和二十八年七月三十一日に現に在職していた職員（附則第十六項に規定する職員でもとの陸海軍に属し、かつ、もとの陸海軍から俸給を受けていたもの（以下「未復員者」という。）に該当する者を除く。）の同年同月同日以前における勤続期間の計算については、附則第四項から第七項までの規定によるほか、第七条（第五項中段を除く。）、第七条の二、第七条の三並びに職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和〇〇年〇〇県条例第〇〇号。以下「条例第〇〇号」という。）（注、昭和四十八年五月二十八日自治給第三十一号参照）附則第九項及び附則第十五項の規定の例による。

4 昭和二十八年七月三十一日に現に在職していた職員の同日以前における次の各号に掲げる期間は、当該各号に規定する者の職員としての在職期間とみなす。この場合において、当該各号に規定する者が、当該各号に掲げる期間に係る者としての身分を失つた際に、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在

職期間の三分の二の期間は、その者の職員としての引き続きいた在職期間には、含まないものとする。

一 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続き外国政府又は日本政府若しくは外国政府と特殊の関係があつた法人で外国において日本たばこ産業株式会社法（昭和五十九年法律第六十九号）附則第十二条第一項の規定による解散前の日本専売公社（以下「旧専売公社」という。）、日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）附則第二項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第一条の規定により設立された日本国有鉄道（以下「旧日本国有鉄道」という。）若しくは日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）附則第四条第一項の規定による解散前の日本電信電話公社（以下「旧電信電話公社」という。）の事業と同種の事業を行つていたもので、施行令附則第三項第三号の規定により総務大臣が指定するものの職員（以下「外国政府職員等」という。）となるため退職し、かつ、外国政府職員等としての身分を失つた後に引き続き再び職員となつたものの当該外国政府職員等としての引き続きいた在職期間の三分の二の期間

二 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続き旧国民医療法（昭和十七年法律第七十号）に規定する日本医療団（以下「医療団」という。）の職員（以下「医療団職員」という。）となるため退職し、かつ、医療団の業務の地方公共団体への引継ぎとともに引き続き再び職員となつたものの当該医療団職員としての引き続きいた在職期間の三分の二の期間

三 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続き日本赤十字社の救護員（以下「救護員」という。）となるため退職し救護員として旧日本赤十字



(削る)

二 けた他の任命権者に属する職員となつたもの  
先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は  
勸しを受け、引き続き在外研究員又は外国留学生（以  
下「在外研究員等」という。）となるため退職し、かつ、そ  
の研究又は留学を終えた後に引き続き再び職員となつたも  
の

6

昭和二十年八月十五日に現に左の各号の一に掲げる者であつ  
たものが当該各号に掲げる日から昭和二十八年七月三十一日ま  
での間に他に就職することなく職員となつた場合においては、  
当該各号に掲げる者であつた期間は、そのものの職員としての  
在職期間に引き続きしたものとみなす。

一 外地官署所属職員 外地官署所属職員の身分に関する件（  
昭和二十一年勅令第二百八十七号）の規定によりその身分を  
保留する期間が満了する日の翌日

二 外国政府職員等、外国特殊機関職員又は在外研究員等 昭  
和二十年八月十六日

三 救護員で戦地勤務に服したことがある者又は軍人軍属 そ  
の身分を失つた日

(削る)

7

先に職員として在職した者であつて、旧公職に関する就職禁  
止、退官、退職等に関する勅令（昭和二十一年勅令第百九号）  
第一条若しくは旧公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令  
（昭和二十二年勅令第一号）第三条の規定により退職させられ  
たもの又はこれらに準ずる措置で施行令附則第六項の規定に基  
く総務省令で定めるものによりその者の意思によらないで退職  
させられたもの（先に職員として在職し、終戦に伴い昭和二十  
年八月十五日以後これらの措置により公職につくことを禁ぜら  
れた日前においてその者の意思によらないで退職した者のうち  
これらの措置の適用を受けたもので、その禁ぜられた日（その

禁ぜられた日前に再び職員となつた者については、その再び職員となつた日)の日前までの間に他に就職しなかつたものを含む。)が、その退職の後、法令の規定又は特別の手續によりこれらの措置が解除された日(これらの措置により就職が制限されなかつた職員となつた場合にあつては、当該退職の日)から昭和二十八年七月三十一日までの間に再び職員となつた場合においては、先に職員として在職した期間は、その者の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。ただし、これらの措置が解除された日から百二十日を経過した日以後に再び職員となつた場合において、当該経過した日から再び職員となつた日の前日までの間に他に就職していたことがあるときは、この限りでない。

昭和二十八年七月三十一日に現に在職していた職員であつて、職員以外の地方公務員等(もとの外地の地方公共団体又はこれに準ずるものに勤務していた公務員を含む。以下本項及び次項において同じ。)から引き続き職員となつたもの及び同年同月同日に現に在職していた職員以外の地方公務員等であつて同年八月一日以後に引き続き職員となつたものの同年七月三十一日以前における職員以外の地方公務員等としての勤続期間の計算については、附則第四項から前項までの規定を準用するほか、第七条第五項及び第六項、第七条の三並びに条例第〇〇号附則第九項及び附則第十五項の規定の例による。この場合において、第七条第五項ただし書中「退職により」とあるのは、「退職(条例第〇〇号による改正前の第七条の四第一項の退職、附則第十三項の特殊退職及び附則第十四項に規定する職員又は職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けてした退職を除く。)により」と読み替えるものとする。

(削る)

9 前項の場合において、先に職員として在職した者であつて昭和二十八年七月三十一日以前においてこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けることなく引き続き職員以外の地方公務員等となつたものについては、第十九条第二項の規定により退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員等となつたものとみなして同項の規定を適用する。

(削る)

10 昭和二十年八月十五日に現に附則第六項各号に掲げる者(救護員で戦地勤務に服したことがある者、外国特殊機関職員及び在外研究員等を除く。以下この項において「外地官署所属職員等」という。)であつた者で同日において本邦外にあつたもののうち、昭和二十八年八月一日以後においてその本邦に帰還した日から三年(特殊の事情があると認められる場合には、任命権者が知事と協議して定める期間を加算した期間。以下この項において同じ。)以内に職員となつたもの又は同年八月一日以後においてその本邦に帰還した日から三年以内に職員以外の地方公務員等となり、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後引き続き職員となつたものについては、外地官署所属職員等であつた期間は、その者の同年八月一日以後において最初に開始する職員又は職員以外の地方公務員等としての在職期間に引き続いたものとみなし、かつ、当該職員以外の地方公務員等としての在職期間に引き続き続いたものとみなす場合にあつては当該職員以外の地方公務員等としての在職期間に含まれるものとして、その勤続期間を計算するものとする。ただし、本邦に帰還した日から当該職員又は職員以外の地方公務員等としての在職期間の開始の日の前日までの間に他に就職したことがある者については、この限りでない。

(削る)

11 前項に規定する者(未復員者に該当する者を除く。)の昭和二十八年七月三十一日(同年八月一日以後に附則第六項第一号

に規定する期間が満了する外地官署所属職員については、当該期間が満了する日以前における勤続期間の計算については、前項の規定に該当するものを除き、附則第四項及び附則第五項（これらの規定を附則第八項において準用する場合を含む。）並びに附則第九項の規定を準用するほか、第七条第五項及び第六項並びに第七条の三の規定の例による。この場合において、第七条第五項ただし書中「退職により」とあるのは、「退職（附則第十三項の特殊退職及び附則第十四項に規定する職員又は職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けていた退職を除く。）により」と読み替えるものとする。

12

昭和二十八年七月三十一日に現に在職する職員、同日に現に職員以外の地方公務員等として在職し、同日後に引き続き職員となつた者又は附則第十項に規定する者のうち、職員として引き続き在職期間中において職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて特殊退職をし、かつ、職員又は職員以外の地方公務員等となつたことがあるものが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額は、第二条の四から第五条の三まで、第六条から第六条の五まで、条例〇〇号による改正前の第七条の四第二項及び附則第十四項の規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額に、第一号に掲げる割合から第二号に掲げる割合（附則第十四項に規定する職員若しくは職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当若しくはこれに相当する給与の支給を受けていた退職をした者については、当該割合とそれに係る附則第十四項において例による附則第十二項第二号に掲げる割合とを合計した割合）を控除した割合を乗じて得た額とする。

一 その者が第二条の四から第五条の三まで及び第六条から第

六条の五まで、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和〇〇年〇〇県条例第〇〇号）（注、昭和三十七年九月二十九日自治丙甲発第二十号、各都道府県総務部長、各都道府県人事委員会事務局長あて自治省行政局長通知参照）附則第六項並びに条例〇〇号附則第五項から附則第八項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合

二 その者が特殊退職をした際に、その際支給を受けたこの条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の額の計算の基礎となつた勤続期間（当該給与の額の計算の基礎となるべき勤続期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合には、当該給与の額を当該特殊退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に十二を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）をこの条例の規定により計算した勤続期間とみなした場合のこの条例の規定による退職手当（附則第七項の規定の適用を受ける職員及び外地官署所属職員のうち、第四条（二十五年以上勤続して退職した者のうち勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得て定めるもの以外の者に係る退職手当に関する部分を除く。）若しくは第五条の二の規定による退職手当又はこれに準ずる退職手当に係る退職（以下「整理退職」という。）に該当する特殊退職をした者については、第四条第一項の規定による退職手当）の支給を受けたものとした場合における当該退職手当の額の当該特殊退職の日におけるその者の給料月額に対する割合（特殊退職を二回以上した者については、それぞれの特殊退職に係る当該割合を合計した割合）

(削る)

13 前項の特殊退職は、次の各号に掲げる退職又は身分の喪失とする。ただし、第一号から第三号までの退職にあつては、整理退職に該当する退職を除く。

一 職員が退職し、かつ、退職の日又はその翌日に再び職員となる場合（職員以外の地方公務員等が退職し、かつ、退職の日又はその翌日に再び当該退職の日までその者が属していた地方公共団体等の職員以外の地方公務員等となる場合を含む。）の退職

二 職員又は職員以外の地方公務員等が任免権者の要請を受けて職員又は職員以外の地方公務員等となるため退職し、かつ、退職の日又は、その翌日に職員又は当該職員以外の地方公務員等となる場合（前号に該当する場合を除く。）の退職

三 附則第四項各号又は附則第五項各号（これらの規定を附則第八項及び附則第十一項において準用する場合を含む。）の退職

四 附則第七項（附則第八項において準用する場合を含む。）の退職

五 外地官署所属職員又は軍人軍属の身分の喪失

(削る)

14

職員又は職員以外の地方公務員等から引き続いて職員となつた者のうち、職員としての引き続いた在職期間（その者が当該在職期間中においてたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第七十一号）第四条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第八十七号）第五条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第二条に規定する者として在職した後この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けて退職をしたことがある者である場合には、当該退職の日（当該退職を二回以上した者については、そのうちの最終の退職の日

(削る)

（以後の職員としての引き続いた在職期間に限る。）中において、昭和三十八年三月三十一日までの間に、職員又は職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて退職（整理退職に該当する退職及び特殊退職に該当する退職を除く。）をし、かつ、退職の日又はその翌日に、職員又は職員以外の地方公務員となつたことがあるものが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額については、附則第十二項の規定の例による。この場合において、第七条第五項の規定の適用については、同項ただし書中「退職により」とあるのは、「退職（条例第〇〇号による改正前の第七条の四第一項の退職、附則第十三項の特殊退職及び附則第十四項に規定する職員又は職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けてした退職を除く。）により」と読み替えるものとする。

15)

未復員者の勤続期間の計算については、昭和二十八年七月三十一日現在における勤続期間の計算に関する規定の例による。ただし、本邦に帰還後引き続いて職員となつた未復員者（第十九条第二項又は職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成〇〇年〇〇県条例第〇〇号。附則第十九項において「条例第〇〇号」という。）（注、平成二十一年三月三十一日総行給第四十五号参照）の規定による改正前の第十三条の規定の適用を受け、引き続いて職員以外の地方公務員等となり、さらに引き続いて職員となつた者を含む。）又は附則第十項の規定の適用を受ける未復員者の未復員者としての勤続期間（未復員者としての勤続期間に引き続いた未復員者以外の職員又は職員以外の地方公務員等としての昭和二十八年七月三十一日以前における勤続期間を含む。）の計算については、未復員者以外の職員の例による。

(削る)

16 この条例の適用を受ける職員であつて、昭和二十年九月二日以後ソヴイェト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯三十八度以北の朝鮮、関東州、満州又は中国本土の地域内において生存していたと認められる資料があり、且つ、本邦に帰還していないもの（自己の意思により帰還しないものと認められる者及び昭和二十年九月二日以後において、本邦にあつた者を除く。）が恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五百十五号）又は退隠料条例の一部を改正する条例（昭和〇〇年〇〇県条例第〇〇号）の規定によつて退職したものとみなされたとき、又は昭和二十八年八月一日以後死亡が確認されたときは、その者がその退職の日又は死亡の確認の日に退職したものとみなし、その者が昭和二十年八月十五日において受けていた給料月額（その額が別表上欄に掲げる額のいづれにも該当しない場合には、その額の直近上位の額とする。）に対応する別表下欄に掲げる新給料月額を計算の基礎とした第四条の規定による退職手当（その退職の日が昭和二十八年七月三十一日以前の日であるときは、附則第二項の規定により従前の例によることとされる旧退職手当条例第 条の規定による退職手当）を支給する。

(削る)

17 前項の場合において、恩給法の一部を改正する法律又は退隠料条例の一部を改正する条例の規定により退職したものとみなされたとき支給されることとなる退職手当は、職員の家族で本邦に居住しているものから請求があつたときは、その家族に支給することができる。

(削る)

18 第二条の二第一項から第三項までの規定は、前項に規定する家族の範囲及び順位について準用する。この場合において、同条中「遺族」とあるのは「家族」と、「死亡当時」とあるのは

(削る)

(削る)

2| 昭和六十年四月一日に現に在職する職員で日本たばこ産業株式会社法(昭和五十九年法律第六十九号)附則第十二条第一項の規定による解散前の日本専売公社(以下「旧専売公社」という。)(又は日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)附則第四条第一項の規定による解散前の日本電信電話公社(以下「旧電信電話公社」という。))の職員と

「退職当時」と、「主としてその収入によつて生計を維持していた」とあるのは「職員が帰還しているとすれば主としてその収入によつて生計を維持していると認められる」と読み替えるものとす。

19| 附則第十六の規定は、同項に規定する職員が本邦に帰還後引き続き職員として在職し、若しくは引き続き職員となつて在職する場合又は第十九条第二項若しくは条例第□□号の規定による改正前の第十三条の規定の適用を受け、引き続き職員以外の地方公務員等となつて在職する場合において、恩給法の一部を改正する法律附則第三十条第一号及び第二号に掲げる者又は退隠料条例の一部を改正する条例第〇〇条第〇〇項第一号及び第二号に掲げる者については適用がなかつたものとみなし、恩給法の一部を改正する法律附則第三十条第一項第三号に掲げる者又は退隠料条例の一部を改正する条例第〇〇条第〇〇項第三号に掲げる者については適用しないものとする。ただし、附則第十六項の規定により支給された退職手当は返還することを要しないものとし、当該退職手当の計算の基礎となつた在職期間は、その者の引き続き在職期間には含まないものとする。

20| 昭和二十八年八月一日以後に死亡した職員については、死亡賜金、死亡一時金その他これに類するものは、支給しない。

21| 昭和六十年四月一日に現に在職する職員で旧専売公社  
又は旧電信電話公社  
の職員と

しての在職期間（以下この項において「旧公社の職員としての在職期間」という。）を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧公社の職員としての在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

3| 昭和六十年三月三十一日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続き日本たばこ産業株式会社（以下「日本たばこ」）の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となつた場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続き日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第七十一号）第四条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第八十七号）第五条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第二条第二項に規定する職員としての引き続きいた在職期間及び昭和六十年四月一日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社に退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

4| 昭和六十二年四月一日に現に在職する職員で日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）附則第二項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第一条の規定により設立された日本国有鉄道（以下「旧日本国

しての在職期間（以下この項において「旧公社の職員としての在職期間」という。）を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧公社の職員としての在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

22| 昭和六十年三月三十一日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となつた場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続き日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第七十一号）第四条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和五十九年法律第八十七号）第五条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第二条第二項に規定する職員としての引き続きいた在職期間及び昭和六十年四月一日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社に退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

23| 昭和六十二年四月一日に現に在職する職員で旧日本国有鉄道

有鉄道」という。)の職員としての在職期間を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。

5| (略)

6| 当分の間、三十五年以下の期間勤続して退職した者(条例第〇〇号(注、昭和四十八年五月二十八日自治給第三十一号参照)附則第五項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第三条から第五条の三まで及び附則第十五項から第二十三項までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十三・七を乗じて得た額とする。この場合において、第六条の五第一項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第六項」とする。

の職員としての在職期間を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。

24|

昭和六十二年三月三十一日に旧日本国有鉄道の職員として在職する者が、引き続いて日本国有鉄道改革法第十一条第二項に規定する承継法人であつて同条第一項の規定により運輸大臣が指定する法人以外のもの又は同法第十五条に規定する日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第百三十六号)附則第二条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団(以下この項において「承継法人等」という。)の職員となり、かつ、引き続き承継法人等の職員として在職した後引き続いて職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和六十二年四月一日以後の承継法人等の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が承継法人等を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

25|

当分の間、三十五年以下の期間勤続して退職した者(条例第〇〇号(注、昭和四十八年五月二十八日自治給第三十一号参照)附則第五項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額は、第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十三・七を乗じて得た額とする。この場合において、第六条の五第一項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第二十五項」とする。

7 当分の間、三十六年以上四十二年以下の期間勤続して退職した者（条例第〇〇号附則第六項の規定に該当する者を除く。）で第三条第一項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第五条の二及び附則第十八項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

8 当分の間、三十五年を超える期間勤続して退職した者（条例第〇〇号附則第七項の規定に該当する者を除く。）で第五条又は附則第十六項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を三十五年として附則第六項の規定の例により計算して得られる額とする。

9 平成十年十月二十一日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下「旧事業団」という。）の職員として在職する者（同法附則第十三条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続き独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）附則第二条第一項の規定による解散前の日本鉄道建設公団（以下「旧公団」という。）の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職員としての引き続き在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りではない。

26 当分の間、三十六年以上四十二年以下の期間勤続して退職した者（条例第〇〇号附則第六項の規定に該当する者を除く。）で第三条第一項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第五条の二及び附則第十八項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

27 当分の間、三十五年を超える期間勤続して退職した者（条例第〇〇号附則第七項の規定に該当する者を除く。）で第五条又は附則第十六項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を三十五年として附則第二十五項の規定の例により計算して得られる額とする。

28 平成十年十月二十一日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下「旧事業団」という。）の職員として在職する者（同法附則第十一条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）第三十六条第一項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続き独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）附則第二条第一項の規定による解散前の日本鉄道建設公団（以下「旧公団」という。）の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職員としての引き続き在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りではない。

(略)

(略)

(略)

29

平成十六年三月三十一日に国立大学法人法（平成十五年法律第十二号）附則別表第一の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第四条の規定により引き続き国立大学法人等（同法第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続き在職期間を職員としての引き続き在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

30

旧機関の職員が、第七条第五項に規定する事由によつて引き続き職員となり、かつ、引き続き職員として在職した後引き続き国立大学法人等の職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十条の第二項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

31

退職した者の基礎在職期間中に給料月額の変額改定（平成十八年三月三十一日以前に行われた給料月額の変額改定で人事委員会が定めるものを除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給

(略)

令和七年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十  
 条第十項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」  
 とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号  
 中「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令  
 で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四條  
 の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規  
 則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準  
 に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四條第  
 四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの  
 」とあるのは「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚  
 生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法  
 第二十四條の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人

することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条  
 例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする  
 。ただし、第六条の五第二項に規定する職員の給与に関する条  
 例の規定による給料表が適用される職員に係る基本給月額に含  
 まれる給料の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本  
 給月額に含まれる給料月額に相当するものとして人事委員会規  
 則で定めるものについては、この限りでない。

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に  
 よる災害により行方不明となつた職員（以下この項において「  
 行方不明職員」という。）の生死が三月間分らない場合又は  
 行方不明職員の死亡が三月以内に明らかとなり、かつ、その死  
 亡の時期が分からない場合には、この条例の規定の適用につい  
 ては、同日に、当該行方不明職員は、死亡したものと推定する

平成三十四年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十  
 条第十項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」  
 とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号  
 中「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令  
 で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四條  
 の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規  
 則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準  
 に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四條第  
 四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの  
 」とあるのは「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚  
 生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法  
 第二十四條の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人

四条の二第一項に規定する指導基準に照らして再就職を促進する  
事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定す  
るために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を  
る指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定  
行うことが適当であると認められたもの（イに掲げる者を除く。）  
法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると  
認められたもの  
と  
する。

15

当分の間、第四条第一項の規定は、十一年以上二十五年未満  
の期間勤続した者であつて、六十歳（次の各号に掲げる職員に  
あつては、当該各号に定める年齢）に達した日以後その者の非  
違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した  
者及び同項又は同条第二項の規定に該当する者を除く。）に対  
する退職手当の基本額について準用する。この場合における第  
三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」と  
あるのは、「、第五条又は附則第十五項」とする。

一 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和〇  
年〇〇県条例第〇〇号）による改正前の職員の定年等に関する  
条例（昭和〇年〇〇県条例第〇〇号。以下「令和五年旧職員定  
年条例」という。）第〇条第〇項第〇号「職員の定年等に関  
する条例（案）の一部を改正する条例（例）による改正前の  
職員の定年等に関する条例（案）（昭和五十七年自治公一第  
四十六号。以下「令和五年旧職員定年条例（案）」という。  
）第三条第一項第二号相当規定」に掲げる職員に相当する職  
員 六十三歳

二 〇〇〇に相当する職員 〇〇〇歳

四条の二第一項に規定する指導基準に照らして再就職を促進す  
事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定す  
るために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を  
る指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定  
行うことが適当であると認められたもの（イに掲げる者を除く。）  
法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると  
認められたもの  
と  
する。

（新設）

16 当分の間、第五条第一項の規定は、二十五年以上の期間勤続した者であつて、六十歳（前項各号に掲げる職員にあつては、当該各号に定める年齢）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同条第一項又は第二項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第三条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「、第五条又は附則第十六項」とする。

（新設）

17 前二項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

（新設）

一 令和五年旧職員定年条例第〇条第〇項第〇号〔令和五年旧職員定年条例（案）第三条第一項第一号相当規定〕に掲げる職員に相当する職員

二 職員の定年等に関する条例第〇条第〇項〔職員の定年等に関する条例（案）第三条第二項相当規定〕に規定する職員

三 給与その他の処遇の状況が前二号に掲げる職員に類する職員として人事委員会規則で定める職員

（新設）

18 職員の給与に関する条例附則第〇項〔定年の引上げに伴う給与に関する特例措置の規定〕の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

（新設）

19 当分の間、第四条第一項第四号並びに第五条第一項第三号、第六号及び第七号に掲げる者に対する第五条の三及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第十五項各号及び附則第十七項各号に掲げる職員以外の者（令和五年旧職員定年条例第〇条本文〔令和五年旧職員定年条例（案）第三条本文相当規定〕の適用を受けていた者であつて附則第十七項第二号に掲げる職員に該

当する職員を含む。」にあつては六十歳とし、附則第十五項各号に掲げる職員にあつては当該各号に定める年齢とし、附則第十七項第一号に掲げる職員にあつては六十五歳とし、令和五年旧職員定年条例第〇条第〇項〔令和五年旧職員定年条例（案）第三条第二項相当規定〕の適用を受けていた者であつて附則第十七項第二号に掲げる職員に該当する職員にあつては令和五年旧職員定年条例第〇条第〇項〔令和五年旧職員定年条例（案）第三条第二項相当規定〕に定める年齢とし、附則第十七項第三号に掲げる職員にあつては人事委員会規則で定める年齢とする。〕に達する日」と、第五条の三の表第四条第一項及び第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第二項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第二項の項及び第六条の二第二号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第十五項各号及び附則第十七項各号に掲げる職員以外の者（令和五年旧職員定年条例第〇条本文〔令和五年旧職員定年条例（案）第三条本文相当規定〕の適用を受けていた者であつて附則第十七項第二号に掲げる職員に該当する職員を含む。）にあつては六十歳とし、附則第十五項各号に掲げる職員にあつては当該各号に定める年齢とし、附則第十七項第一号に掲げる職員にあつては六十五歳とし、附則第十七項第二号に掲げる職員に該当する職員にあつては令和五年旧職員定年条例第〇条第〇項〔令和五年旧職員定年条例（案）第三条第二項相当規定〕に定める年齢とし、附則第十七項第三号に掲げる職員にあつては人事委員会規則で定める年齢とする。〕と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき」とする。

20 当分の間、第四条第一項第四号並びに第五条第一項第三号、第六号及び第七号に掲げる者（次の表の上欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の下欄に掲げる年齢を超える者に限る。）（人事委員会規則で定める者を除く。）に対する第五条の三及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三本文中「六月」とあるのは「零月」と、同条の表第四条第一項及び第五条第一項の項、第五条の二第二項第一号の項及び第五条の二第二項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）」とあるのは「百分の三」とする。

<p>附則第十五項各号及び第十七項各号に掲げる職員以外の者（令和五年旧職員定年条例第〇条本文〔令和五年旧職員定年条例（案）第三条本文相当規定〕の適用を受けていた者であつて附則第十七項第二号に掲げる職員に該当する職員を含む。）</p>	<p>六十歳</p>
<p>附則第十五項各号に掲げる職員</p>	<p>附則第十五項各号に定める年齢</p>
<p>附則第十七項第一号に掲げる職員</p>	<p>六十五歳</p>
<p>附則第十七項第二号に掲げる職員（令和五年旧職員定年条例第〇条第〇項〔令和</p>	<p>令和五年旧職員定年条例第〇条第〇項〔</p>

（新設）

<p>五年旧職員定年条例（案）第三条第二項（相当規定）の適用を受けていた者に限る。）</p>	<p>令和五年旧職員定年条例（案）第三条第二項（相当規定）に定める年齢</p>
<p>附則第十七項第三号に掲げる職員</p>	<p>人事委員会規則で定める年齢</p>

21| 当分の間、第四条第一項第四号及び第五条第一項（第一号及び第五号を除く。）に規定する者に対する第五条の三の規定の適用及び第八条の二の規定の適用については、第五条の三本文及び第八条の二第一項第一号中「二十年を」とあるのは「十五年を」とするほか、前項の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、第五条の三本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第八条の二第一項第一号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（新設）

22| 当分の間、第五条第一項第二号及び第四号に掲げる者であつて附則第二十項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第五条の三及び第六条の三の規定の適用については、第五条の三の表第四条第一項及び第五条第一項の項、第五条の二第一項第一号の項及び第五条の二第一項第二号の項並びに第六条の三の表第六条の項、第六条の二第一号の項及び第六条の二第二号の項中「百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）」とあるのは、「附則第二十項の表の上欄に掲げる者の区分ごとに同表の下欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に百分の三を乗じ

（新設）



5 適用日に在職する職員（適用日に改正前の職員の退職手当に  
 関する条例（以下「旧条例」という。）第七条の四第一項に規  
 定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在  
 職する者のうち、適用日前に職員から引き続き指定法人職員

附 則（昭和四十八年五月二十八日自治給第三十一号）

5 適用日に在職する職員（適用日に改正前の職員の退職手当に  
 関する条例（以下「旧条例」という。）第七条の四第一項に規  
 定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在  
 職する者のうち、適用日前に職員から引き続き指定法人職員

附 則（昭和四十八年五月二十八日自治給第三十一号）

五二〇	四八〇	四四〇	四〇〇	三六〇	三二〇	三〇〇	二八〇	二六〇	二四〇	二二〇	二〇五	一九〇	一七五	一六〇	一四五	一三五	一二五	一一五	一〇五	九五	八五
四四、八〇	三八、八〇	三四、五〇	三一、九〇	二九、五〇	二七、三〇	二五、一〇	二三、三〇	二一、六〇	二〇、〇〇	一八、五〇	一七、八〇	一六、四〇	一五、八〇	一四、六〇	一三、四〇	一二、四五〇	一一、五五〇	一〇、六五〇	九、八五〇	九、二五〇	八、六五〇

となつた者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続き職員となつたものを含む。次項及び附則第七項において同じ。のうちに、適用日以後に職員の退職手当に関する条例第三条から第五条まで又は附則第十五項若しくは第十六項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十五年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同条例第三条から第五条の三まで及び附則第十五項から第二十三項までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十三・七を乗じて得た額とする。

6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に職員の退職手当に関する条例第三条第一項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十六年以上四十二年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は同条例第五条の二及び附則第十八項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に職員の退職手当に関する条例第五条又は附則第十六項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十五年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を三十五年として附則第五項の規定の例により計算して得られる額とする。

附 則 (平成十五年六月六日総行給第四百十七号)

4 当分の間、四十二年を超える期間勤続して退職した者で職員の退職手当に関する条例第三条第一項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第五条の規定に該当する退職をしたものと

となつた者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続き職員となつたものを含む。次項及び附則第七項において同じ。のうちに、適用日以後に新  
条例第三条から第五条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十五年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十三・七を乗じて得た額とする。

6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新  
条例第三条第一項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十六年以上四十二年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は新条例第五条の二の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新  
条例第五条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十五年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を三十五年として附則第五項の規定の例により計算して得られる額とする。

附 則 (平成十五年六月六日総行給第四百十七号)

4 当分の間、四十二年を超える期間勤続して退職した者で職員の退職手当に関する条例第三条第一項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第五条の規定に該当する退職をしたものと

し、かつ、その者の勤続期間を三十五年として同条例附則第六項の規定の例により計算して得られる額とする。

附 則 (平成十八年一月十八日総行給第五号)

第二条 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第三条から第五条の二まで、第六条及び附則第二十五項から第二十七項まで、附則第七条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和〇〇年〇〇県条例第〇号。以下この条及び次条において「条例第〇号」という。）（注、昭和三十七年九月二十九日自治丙公発第二十号参照）附則第六項の規定、附則第八条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和△△年〇〇県条例第△号。以下この条及び次条において「条例第△号」という。）（注、昭和四十八年五月二十八日自治給第三十一号参照）附則第五項から第八項まで並びに附則第九条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成□□年〇〇県条例第□号。以下この条及び次条において「条例第□号」という。）（注、平成十五年六月六日総行給第四百四十七号参照）附則第四項の規定により計算した額（当該勤続期間が四十三年又は四十四年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退

し、かつ、その者の勤続期間を三十五年として同条例附則第二十五項の規定の例により計算して得られる額とする。

附 則 (平成十八年一月十八日総行給第五号)

第二条 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第三条から第五条の二まで、第六条及び附則第二十五項から第二十七項まで、附則第七条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和〇〇年〇〇県条例第〇号。以下この条及び次条において「条例第〇号」という。）（注、昭和三十七年九月二十九日自治丙公発第二十号参照）附則第六項の規定、附則第八条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和△△年〇〇県条例第△号。以下この条及び次条において「条例第△号」という。）（注、昭和四十八年五月二十八日自治給第三十一号参照）附則第五項から第八項まで並びに附則第九条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成□□年〇〇県条例第□号。以下この条及び次条において「条例第□号」という。）（注、平成十五年六月六日総行給第四百四十七号参照）附則第四項の規定により計算した額（当該勤続期間が四十三年又は四十四年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退

職したものにあっては、その者が旧条例第五条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を三十五年として旧条例附則第二十五項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ百分の八十三・七（当該勤続期間が二十年以上の者（四十二年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものと及び三十七年以上四十二年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあつては、百分の八十三・七）を乗じて得た額が、職員<sup>新</sup>の退職手当に関する条例第二条の四から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで並びに附則第六項から第八項<sup>新</sup>まで、附則第四条、附則第五条、附則第七条の規定による改正後の条例第〇号附則第六項、条例第△号附則第五項から第八項まで並びに条例第□号附則第四項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

2  
(略)

附 則（令和四年四月十四日総行給第二十三号・総行女第十一号）

(施行期日)

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 職員の退職手当に関する条例附則第二十八項及び第三十三項の改正規定 公布の日
- 二 同条例第十条第四項の改正規定及び附則第三条の規定 令和四年七月一日
- 三 同条例第十条第十一項の改正規定 令和四年十月一日

(経過措置)

職したものにあっては、その者が旧条例第五条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を三十五年として旧条例附則第二十五項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ百分の八十三・七（当該勤続期間が二十年以上の者（四十二年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものと及び三十七年以上四十二年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあつては、百分の八十三・七）を乗じて得た額が、新<sup>新</sup>条例第二条の四から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで並びに附則第二十五項から第二十七項まで、附則第四条、附則第五条、附則第七条の規定による改正後の条例第〇号附則第六項、条例第△号附則第五項から第八項まで並びに条例第□号附則第四項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

2  
(略)

(新設)

第二条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第五条第一項から第四項まで、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。）に対する改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。） 第二条第一項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第五条第一項から第四項まで、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。）」とする。

（新設）

第三条 新条例第十条第四項の規定は、附則第一条第二号に掲げる施行日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の人事委員会規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

（新設）